

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和5年7月12日

川 南 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○		川南町	無	令和2年度～令和6年度	川南町有機茶研究会	事業実施区域の変更
		○		川南町	無	令和2年度～令和6年度	根っこの会	事業実施区域の変更